

佐伯市人事行政の運営等の状況

人事行政運営における公正性、透明性を高めるため、地方公務員法第58条の2の規定により、佐伯市人事行政の運営等の状況を公表します。

この内容は、佐伯市公式ホームページ(<http://www.city.saiki.oita.jp/>)にも掲載しています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

平成21年4月1日 現在職員数	退職者	採用者 (県派遣含む)	平成22年4月1日 現在職員数
1,075人	49人	19人	1,045人

(2) 部門別職員数の状況

部門	職員数(人)		対前年比 (人)	部門	職員数(人)		対前年比 (人)		
	H21年度	H22年度			H21年度	H22年度			
福祉関係 を一般行政 を除く行政	議会	8	8	0	特別行政	教育	147	125	-22
	総務	181	172	-9		警察	0	0	0
	税務	54	55	1		消防	119	116	-3
	労働	0	0	0		小計	266	241	-25
	農水	89	90	1	公営企業等	病院	18	14	-4
	商工	33	36	3		水道	43	44	1
	土木	93	95	2		交通	3	3	0
	小計	458	456	-2		下水道	25	24	-1
福祉関係	民生	130	126	-4	その他	48	52	4	
	衛生	84	85	1	小計	137	137	0	
	小計	214	211	-3	総合計	1,075	1,045	-30	
一般行政計	672	667	-5						

2 職員の給与の状況

(1) 平成21年度職員給与費の状況(一般会計)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	職員給与費(B)	職員給与費率(B/A)
決算額	80,082人(H22.3.31現在)	43,974,813千円	5,848,613千円	13.30%

(2) 平成22年度職員給与費の状況(一般会計)

区分	職員数 (A)	給与費			合計(B)	1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
当初予算額	921人	3,730,905千円	515,892千円	1,564,030千円	5,810,827千円	6,309千円

上記(1)、(2)には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(H22.4.1現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	339,611円	43.3歳
技能労務職	-	-

(4) 初任給の状況(H22.4.1現在)

区分	初任給	採用後2年経過時
高校卒	137,275円	146,680円
大学卒	169,860円	180,785円

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(H22.4.1現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
高校卒	209,285円	259,730円	322,810円
大学卒	252,415円	302,480円	350,455円

注) H18.4.1から給料を5%減額しています。

(6) 一般行政職の級別職員数及び平均給料の状況(H22.4.1現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
標準的な職務内容	部長・次長 振興局長	課長・室長 困難参事	参事・課長補佐 困難係長	係長 副主幹	主査	主任	事務員 技術員等	事務員 技術員等	
職員数	20人	49人	299人	78人	75人	146人	35人	14人	716人
構成比	2.8%	6.8%	41.8%	10.9%	10.5%	20.4%	4.9%	2.0%	100.0%
平均給料	448,896円	425,691円	397,261円	338,759円	295,751円	249,804円	202,198円	170,756円	339,611円

標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
職員数については一般行政職の人数になっています。(消防職、教育職、企業職等は含まれていません。)
構成比については小数点以下2桁を四捨五入しているため、合計と必ずしも一致しません。

(7) 期末・勤勉手当の状況 (H22.4.1現在)

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.25月分	0.7月分
12月期	1.50月分	0.7月分
役職による加算措置	5～15%	

(8) 退職手当の状況 (H22.4.1現在)

勤続期間	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

(9) 諸手当の状況 (H22.4.1現在)

手当の種類	内 容
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のいない場合、扶養親族1人目 11,000円 特定扶養加算(16歳～22歳) 5,000円
住居手当	借家(12,000円以上の者) 最高27,000円まで 持家 2,500円(新築6年間は2,000円加算)
通勤手当	交通機関支給限度 月55,000円 片道2Kmから55Km未満までの21区分ごとに 4,500円から27,200円まで
管理職手当	参事級以上の職員に対して支給 給料月額×役職に応じた支給率(5.6～12%)
特殊勤務手当	・大島航路の運航に従事する者 ・消防署職員で災害現場に出勤した者 ・診療所に勤務する医師
時間外勤務手当	労働基準法の規定に基づき支給

(10) 特別職の報酬等の状況 (H22.4.1現在)

区分	給与月額等	備考	
給料	市長	748,000円	条例に定める額から市長は15%、副市長・教育長は10%減額している
	副市長	644,400円	
	教育長	551,700円	
報酬	議長	434,000円	
	副議長	391,000円	
	議員	368,000円	
期末 手当	市長	6月期 1.45月分	
	副市長	12月期 1.65月分	
	教育長	計 3.10月分	
	議長 副議長 議員	加算措置15%	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況 (H21.4.1現在)

1週間の	開始時刻	終了時刻	休日時間	休憩時間	週休日
------	------	------	------	------	-----

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間	休日
38.75時間	午前8時30分	午後5時	なし	午後0時15分から 午後1時まで	土曜日 日曜日

注) H20.4.1から休憩時間を廃止しています。

(2) 年次有給休暇の取得状況(H21.1.1～H21.12.31)

制度の概要	平均取得日数
全職員に対し、1年度につき20日間付与(前年度に未使用日数がある場合、最大20日を翌年度に繰越) 4月新採用者については15日	9.6日

(3) その他の休暇の種類

区分	内 容	付与日数	
病気休暇	公務傷病、結核性疾患、その他私傷病の療養のため。	必要と認める期間	
特別休暇 (主なもの)	ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として、検査、入院等が必要であるとき。	必要と認める期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に無報酬で社会貢献活動を行うとき。	必要と認める期間
	結婚休暇	職員が結婚するとき。	9日以内
	産前休暇	一定期間内に産する予定の女性職員が申し出たとき。	出産予定日の8週間前から出産の日まで
	産後休暇	女性職員が出産したとき。	出産した日の翌日から8週間を経過する日まで
	乳児養育休暇	生後1年未満の子を育てる職員が、その子の保育のために授乳等を行うとき。	1日2回、それぞれ60分以内
	忌引休暇	職員の親族が死亡したとき。	続柄に応じて付与 例:配偶者 10日以内 血族父母 7日以内
	子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子を看護することが必要であるとき。	当該子一人につき1年に5日以内
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を必要とするとき。	連続する6か月以内での無給休暇	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況(H21.4.1～H22.3.31)

(1) 分限処分

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、その種類としては、免職、後任、退職及び降給があります。

処分事由	降任	免職	退職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	1	0	0	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	1

(2) 懲戒処分

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分であり、その種類としては、免職、停職、減給及び戒告があります。

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	1	1
(うち道路交通法違反に係るもの)	0	0	0	1	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	5	7	0	0	12
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
計	5	7	0	1	13

5 職員のサービスの状況

全ての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法の規定により、次の義務が課せられています。

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 秘密を守る義務
 争議行為等の禁止

職務に専念する義務
 政治的行為の制限
 営利企業等の従事制限

信用失墜行為の禁止

6 職員研修の状況(H21.4.1～H22.3.31)

(1)大分県市町村職員研修運営協議会による研修

- 基本研修(48名参加)
- ・幹部セミナー ・新任課長級研修 ・新任係長級研修 ・新採用職員研修
- ・現任係長級研修 ・キャリアプランニング研修 ・中堅リーダーシップ研修
- ステップアップ研修(7名)
- ・「自主興動塾」 ・セルフリーダー研修
- 職務研修(68名参加)
- ・税務初任者研修 ・滞納徴収研修 ・個人住民税研修 ・固定資産税研修 ・情報公開・個人情報保護法研修
- ・財務実務研修 ・契約事務研修(基本、工事請負) ・住民クレーム対応研修 ・条例等立案改廃研修
- ・話し能力開発研修 ・自治体マーケティング ・自己管理・タイムマネジメント研修 ・政策スクール研修
- ・政策ディベート ・図解表現力向上研修 ・マーケティング研修
- 講師養成研修(1名参加)
- ・公務員倫理研修指導者養成研修

(2)佐伯市独自研修

- 管理職倫理研修(73名参加)
- 防災講演会(351名参加)
- 人権同和問題研修(979名参加)
- 一般事務実務研修(12名参加)
- メンタルヘルス研修(250名参加)

7 職員の福祉及び利益の保護状況

(1)健康診断の状況

区 分	内 容
定期健康診断	加入健康保険組合による総合検診
各種がん検診	胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん

(2)公務災害補償の状況(H21年度)

加入団体	災害件数	災害の内容
地方公務員災害補償基金 大分県支部	2件	公務上、通勤上の負傷

(3)職員共済会の運営状況

団体名	会員数	公費負担額(A)	会員掛金(B)	公費負担率(A)/(A)+(B)	会員一人当たりの公費補助金額
佐伯市職員共済会	1,078名	12,834千円	17,157千円	42.8%	11,905円

主な事業内容

- ・永年勤続者表彰 ・レクリエーション活動助成 ・芸術鑑賞助成

8 公平委員会に係る業務の状況(H21年度)

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

公平委員会とは

地方公務員法第7条により設置する第3者による機関で、不利益な処分を受けた職員の不服申し立て等に対し裁決を行ったりします。

(2)不利益処分に關する不服申立ての状況

該当なし